

## 経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書

厚生労働省は英国の製薬会社が開発した人工妊娠中絶のための飲み薬について、国内での製造、販売を承認しました。国内初の経口中絶薬となり、世界保健機構（WHO）が推奨する手法の選択肢が広がることは、中絶する女性の身体的・心理的負担が軽減されることから、とても大切です。

経口中絶薬を用いた中絶手法の開発は、医学の進歩と言え、これまでの方法と比較し、母体にかかる負担を軽減できる点で優れています。今回の経口中絶薬の承認により、女性が自分の健康を守る上での選択肢が広がることは、自己決定権の尊重にもつながると考えます。

一方、薬の運用面においては、医療体制の整備とともに、中絶後の身体的、精神的ケアを提供する体制整備も同時に進める必要があること、また、WHOが誰もが手の届く価格を推奨しているが、日本では高額になることが予想されています。

また、経口中絶薬の承認により、薬で簡単に中絶できるという捉え方をされることのないよう、性や生殖について十分な知識を持つための包括的な性教育を実施することや、産めない、産みたくないときに避妊や中絶を選んだ女性が自分の体のことを自分で決められる性と生殖に関する健康と権利（SRHR）が守られることも重要です。

よって、政府は、今後経口中絶薬の運用について、下記の点に留意し、慎重に取り扱うよう強く求めます。

### 記

1. 経口中絶薬の処方に当たっては、女性の健康を守るための十分な説明と精神的ケアを行うこと。
2. 処方後の健康管理も含めた医療提供体制の整備とともに、引き続き、その後の精神的ケアにも対応できる窓口の確保に努めること。
3. 望まない妊娠を防ぐための包括的性教育や相談体制、リスクの周知等、学校現場も含め、さらに強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

河内長野市議会